

鹿児島市消防局大型自動車免許取得者養成業務委託仕様書

1 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

2 教習時期

自動車教習所の主な閑散時期とする。

3 委託条件

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条に基づく指定自動車教習所として鹿児島県公安委員会に指定されていること。

4 教習対象者及び人数

中型自動車免許所持者 7人

5 委託内容

- (1) 教習対象者に対し、大型自動車免許取得に関する一切の教養及び技能教習並びに検定を実施し、卒業検定に合格するまでを委託業務とする。
- (2) 教習時間は1人1日2時間以上とする。

6 契約の解除等

次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約に違反したとき。
- (2) 委託業務の運営が著しく適性を欠くとき又は公安委員会が指定自動車教習所の指定を解除したとき。

7 その他

- (1) 鹿児島県運転免許試験場での免許証交付に係る一切の費用は教習対象者の負担とする。
- (2) 業務が完了したときは、直ちに文書による業務実績報告書を提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、鹿児島市消防局と協議のうえ、決定すること。
- (4) 教習対象者名簿は、教習対象者決定後、速やかに鹿児島市消防局が自動車教習所に提出するものとし、自動車教習所は教習に必要な日時等を調整するものとする。